

「子ども安全・安心加速化プラン」後の主な取組

資料2

(平成19年7月3日 犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議報告)

I 地域で子どもを非行や犯罪被害から守る

- 地域の協力を得た登下校時の安全対策の推進
 - ・ファミリー・サポート・センターの設置の支援
 - ・高齢者を活用した子育て支援事業の実施

【ファミリー・サポート・センター実施市区町村数】
(17年度末) 437か所 → (18年度末) 480か所 <43か所増>

【高齢者活用作り育て支援事業実施シルバー人材センター数】
(17年度) 118団体 → (18年度) 142団体 <24団体増>

- スクールバスの導入
 - ・路線バスの活用 18府県以上 (19年4月1日)

- 放課後対策の推進
 - ・「放課後子どもプラン」の実施 全小行政区 (19年度～)

- バス、タクシー、鉄道事業者による取組の推進
 - ・「こども110番の駅」の実施 171社局2, 838駅
(19年4月1日)

- インターネットや各種メディアの違法・有害情報等対策の推進
 - ・フィルタリングの普及啓発
携帯電話事業者に対し自主的取組の強化を要請 (18年11月)
 - ・インターネット・ホットラインセンターの運用
 - ・中学生・高校性向けの出会い系サイト被害防止リーフレットの配布 約160万部 (19年度)

【インターネット・ホットラインセンターが削除依頼した違法・有害情報のうち、削除された件数】
722件 (18年6月～11月)

地域社会が
一体となった
取組

II 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む

- 非行防止に向けた取組・防犯教育の推進
 - ・非行防止教室の開催 28,901回 (18年度)
 - ・防犯教室用リーフレットをすべての小学1～2年生に配布

- 学校等における体験活動の推進
 - ・豊かな体験活動推進事業の実施

【事業実施校数】
(17年度) 940校 → (19年度) 1,645校 <75%増>

III 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する

- 立ち直り支援の推進
 - ・「地域若者サポートステーション」の設置
(18年度) 25か所 → (19年度) 50か所 <倍増>
 - ・問題を抱えた児童生徒への学校教育における支援の充実
スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、生徒指導推進協力員の配置

- 児童虐待防止対策の充実
 - ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進
【市町村の設置率】
(17年6月) 51.0% → (19年3月) 85.1%(見込み)
<約30ポイント増>

- 困難を抱えた子どもの相談活動の充実
 - ・「子どもの人権110番」強化週間の実施、
フリーダイヤル化(0120-007-110)
 - ・インターネットによる人権相談受付(www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html)
なやみ言おう
 - ・全国統一の「24時間いじめ相談ダイヤル」(0570-0-78310)設置

違法・有害情報対策の現状と課題

	現 状	課 題
インターネット上の違法・有害情報について	<ul style="list-style-type: none"> ○出会い系サイト、迷惑メール等については一定の法的規制 ○自殺サイト、わいせつサイト等について、通信事業者、ネットカフェ事業者等の自主規制 <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリングサービスの提供 ・インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主規制ではアウトサイダーは対象外 ○削除依頼に応じない業者の存在
有害図書等（DVD、ビデオ、ゲーム等を含む）の効果的規制	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県以外の46の都道府県で、有害図書等の規制を含む条例を制定 <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書等の指定 ・青少年への販売の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県ごとに、指定対象や罰則にばらつき。効果が不十分
児童買春・児童ポルノ法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ○児童ポルノに関して法的規制あり（禁止事項） <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノの提供 ・提供目的の製造、所持、運搬、輸出入 ・公然陳列 ・単純製造 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童ポルノの単純所持については規制なし ○子どもに対する性行為等を描いたコミック等については、法規制の対象外 <p>※ いずれも議員立法で検討していた経緯あり</p>